

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	砂利採取計画の変更の認可
根拠法令	砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）
条項	第20条第1項
法令の規定	<p>【砂利採取法第20条第1項】</p> <p>第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>【砂利採取法第19条】</p> <p>都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。</p>
審査基準	「福井県砂利採取法事務取扱要綱」および「砂利採取計画認可申請書類等作成要領」による。
標準処理期間	30日
処分担当所属	各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	